

(3) 委員会別の成立した法律・条約等の要旨及び本会議における委員長報告（議案審議表付）

○内閣委員会

内閣提出法律案（六件）

番号	件名	提出	提出 月日	本院に受領 又は（衆）へ 送付月日	参議院 委員会 託会 議決	衆議院 委員会 託会 議決	備考
9	一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案		五八二二二	受 五八二二七 領	付 五八二二四 議 五八二二七 決 五八二二七	付 五八二二六 議 五八二二七 決 五八二二七	
10	特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案		一一二二一	受 一一二二七 領	付 一一二二四 議 一一二二七 決 一一二二七	付 一一二二六 議 一一二二七 決 一一二二七	
11	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		一一二二一	受 一一二二七 領	付 一一二二四 議 一一二二七 決 一一二二七	付 一一二二六 議 一一二二七 決 一一二二七	
第九十八回 国 20 会	防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案		五八二三八	受 五八二二七 領	付 五八二二四 議 五八二二六 決 五八二二六	付 五八二二一 議 五八二二二 決 五八二二二	
第九十八回 国 21 会	防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案		一一二二八	受 一一二二七 領	付 一一二二四 議 一一二二六 決 一一二二六	付 一一二二七 議 一一二二七 決 一一二二七	

番号	件名	提出	提出日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	参議院	衆議院	備考	
第九十八回国 53 会	国家公務員及び公共企業体職員に係る 共済組合制度の統合等を図るための 国家公務員共済組合法等の一部を改正す る法律案 右により「国家公務員共済組合法」の 題名を「国家公務員等共済組合法」に、 「国家公務員共済組合法の長期給付に 関する施行法」の題名を「国家公務 員等共済組合法の長期給付に関する 施行法」に、「昭和四十二年度以後 における国家公務員共済組合等から の年金の額の改定に関する法律」の 題名を「昭和四十二年度以後におけ る国家公務員等共済組合等からの年 金の額の改定に関する法律」に改正		五八、三三二	五八、〇、六 受領	五八、〇、七 可決	五八、二、五 可決 五八、二、八 可決	五八、九、八 大蔵 五八、〇、五 可決 五八、〇、六 可決	五八、〇、七 本会議で趣 旨説明聴取

<p>一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 (閣法第九号)(衆議院送付)</p> <p>五八、一一、一一 内閣提出 一一、一七 衆可決 一一、二八 参可決</p> <p>要旨 本案は、昭和五十八年八月五日付けの人事院の一般職の</p>	<p>職員の給与に関する勸告にかんがみ、一般職の職員の給与 に関する法律について所要の改正を行おうとするものであ つて、その主な内容は次のとおりである。</p> <p>一、俸給表の改定 全俸給表の全俸給月額を平均二・〇%、四千三百二十 五円引き上げること。</p> <p>二、諸手当の改定 1 初任給調整手当について、医療職俸給表(一)の適用を 受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

二十万九千五百円（現行二十万五千元）に引き上げるとともに、医療職俸給表（一）以外の俸給表の適用を受ける医師及び歯科医師のうち、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする官職を占める職員に対する支給月額を四万百円（現行三万九千五百円）に引き上げること。

2 扶養手当について、配偶者に係る支給月額を一万二千三百円（現行一万二千元）に、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を二人までについてはそれぞれ三千八百円（現行三千五百円）に引き上げること。

ただし、職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち一人については八千三百円（現行八千元）に引き上げること。

3 住居手当について、家賃の月額が一万六千五百円を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額六千八百円（現行六千五百円）に引き上げること。

4 通勤手当について、交通機関等を利用して通勤する職員に対する運賃等相当額の全額支給の限度額を月額一万七千六百円（現行一万七千元）に、運賃等相当額

が全額支給の限度額を超えるときに加算することとされている二分の一加算の限度額を月額二千八百円（現行二千五百円）に、それぞれ引き上げること。

自転車等を使用して通勤する職員のうち、自転車等の使用距離が片道五キロメートル以上十キロメートル未満である者に対する支給月額を二千四百円（現行二千二百円）に、通勤が不便であると認められる者に対する支給月額を、自転車等の使用距離が片道十キロメートル以上十五キロメートル未満のときは四千七百円（現行四千五百円）、片道十五キロメートル以上二十キロメートル未満のときは六千四百円（現行六千二百円）、片道二十キロメートル以上のときは八千二百円（現行七千八百円）に、それぞれ引き上げること。

なお、交通機関等と自転車等を併用して通勤する職員に対する支給月額についても、同様に引き上げること。

5 期末手当及び勤勉手当について、その支給日を基準日から一月以内で人事院規則で定める日とすること。

6 非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当について、支給の限度額を月額二万二千七百円（現行二万二

千三百円)に引き上げること。

三、施行期日

本法律は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用すること。ただし、期末手当及び勤勉手当に關する改正規定は、昭和五十九年四月一日から施行すること。

委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

特別職の職員の給与に關する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に關する臨時措置法の一部を改正する法律案

(閣法第一〇号)(衆議院送付)

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の給与の額の改定等の措置を講じようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

一、内閣総理大臣の俸給月額が百五十八万円(現行百五十五万円)とし、國務大臣等の俸給月額は百十五万二千元(現行百十三万円)、内閣法制局長官等は百十万円(現行百八万円)とし、その他政務次官以下の俸給月額については、九十三万八千円から八十一万四千円(現行九十二万円から七十九万八千円)の範囲内で改定すること。

ただし、政務次官等のうち国会議員から任命されたものの俸給月額は、当分の間、なお従前の額(八十八万円)とすること。

二、大使及び公使の俸給月額を百十五万二千元から六十万三千元(現行百十三万円から五十九万千元)の範囲内で改定すること。

三、秘書官の俸給月額を三十七万八千八百円から十八万二千二百円(現行三十六万四千五百円から十七万八千五百円)の範囲内で改定すること。

四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限

度額を四万円（現行三万九千二百円）及び二万二千七百円（現行二万二千三百円）にそれぞれ改定すること。

五、国際科学技術博覧会政府代表の俸給月額を九十二万八千円（現行九十一万円）に改定すること。

六、関係法律について、所要の規定の整理を行うこと。

七、本法律は、公布の日から施行し、改正後の特別職の職員との給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の規定は、昭和五十八年四月一日から適用すること。

委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（閣法第一一〇号）

（衆議院送付）

五八、一一、一一 内閣提出

一一、一七 衆可決

一一、二八 参可決

要旨

本案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、防衛庁職員の給与の月額を改定しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、事務次官、参事官、書記官及び部員に適用される参事官等俸給表並びに自衛官に適用される自衛官俸給表の俸給月額をそれぞれ平均二・〇％引き上げること。

二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を五万七千九百円（現行五万六千九百円）に増額すること。

三、営外手当の月額を五千九百三十円（現行五千六百四十円）に増額すること。

四、本法律は、公布の日から施行し、昭和五十八年四月一日から適用すること。

委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正す

る法律案の委員長報告参照

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二〇号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、 二、 八 内閣提出

三、 一八 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会

衆継続審査

百 回国会

一一、 一七 衆可決

一一、 二八 参可決

要旨

本案の主な内容は次のとおりである。

一、艦艇の就役、航空機の取得及び防衛庁中央指揮所の整備等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊については千三百二人増員して四万五千九百九十九人に、航空自衛隊については六百三十人増員して四万六千八百三十四人に、統合幕僚会議については四十六人増員して百二十九人とし、合わせて千九百七十八人増加することにより、全体とし

ての自衛官定数を二十七万二千六百六十二人とする事
（防衛庁設置法の一部改正）。

二、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊について二千人増加し、合計四万三千六百六十人とする事（自衛隊法の一部改正）。

委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第二一号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、 二、 八 内閣提出

三、 一八 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会

衆継続審査

百 回国会

一一、 一七 衆可決

一一、 二八 参可決

要旨

本案は、任期制自衛官が引き続いて任用された場合及び非任期制自衛官となつた場合の退職手当の支給方法等を改めようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、任期満了のつど支給している任期制自衛官の退職手当を、本人の希望により、その後の退職等の際に一括して支給することができるように改めること。
- 二、退職手当の支給を受けずに任期制自衛官から非任期制自衛官となつた場合には、全勤統期間を推算して退職手当を支給することができるように改めること。
- 三、以上の措置に伴う退職手当の支給に関し、必要な規定を定めること。
- 四、本法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

委員長報告

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案の委員長報告参照

国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案（第九十八回国会閣法第五三号）（衆議院送付）

九十八回国会 五八、三、三一 内閣提出

五、一〇 衆本会議趣旨説明

衆継続審査

九十九回国会 衆継続審査

百 回国会 一〇、六 衆可決

一〇、七 参本会議趣旨説明

一一、二八 参可決

要旨

本案は、臨時行政調査会の「行政改革に関する第三次答申」の趣旨にのつとり、公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員の共済組合制度と公共企業体職員の共済組合制度とを統合し、公共企業体職員に係る長期給付の給付要件等を国家公務員に係る長期給付の給付要件等に合わせ、国鉄共済組合に係る年金の円滑な支払を確保するための財政調整事業の実施等の措置を講じようとするもので

あつて、その主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員共済組合法の改正

1 国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度を、次により、統合すること。

- (1) 国家公務員共済組合法の題名を国家公務員等共済組合法（以下「改正後の法」という。）に改めること。
- (2) 公共企業体職員等共済組合法の規定による各公共企業体の共済組合を改正後の法の規定により設けられる国家公務員等共済組合（以下「組合」という。）とすること。
- (3) 国家公務員共済組合連合会は、すべての組合をもつて組織するものとし、その名称を国家公務員等共済組合連合会に改めること。

ただし、連合会は、当分の間、公共企業体の組合以外の組合をもつて組織するものとし、連合会が行うこととされている長期給付の事業等のうち、公共企業体の組合に係るものについては、当該公共企業体の組合が行い、連合会は行わないものとする。こと。

2 長期給付に要する費用に係る国又は公共企業体の負担（事業主負担に相当する部分を除く。）について、拠

出時負担を給付時負担へ変更すること。

3 国家公務員に係る定年制度の実施に伴い、定年等による退職をした者のうち、退職年金又は通算退職年金を受ける権利を有しない者で一定の要件に該当するものに対して、特例退職年金を支給する等の特例措置を講ずること。

4 長期給付に係る財政調整事業を、次により、実施すること。

(1) 連合会及び公共企業体の組合は、当分の間、国鉄共済組合の年金の円滑な支払を確保するため、長期給付財政調整事業を行うものとする。

(2) 連合会に、学識経験者並びに連合会及び各公共企業体の組合を代表する者をもつて構成する長期給付財政調整事業運営委員会を置くものとする。

(3) (2)の委員会は、大蔵大臣の認可を受け、昭和六十年以後における長期給付財政調整事業の運営に関する五箇年計画を定めるほか、長期給付財政調整事業に関する重要事項について審議すること。

二、国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の改正

1 国家公務員共済組合法の一部改正に伴い、国家公務

員共済組合法の長期給付に関する施行法の題名を国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「改正後の施行法」という。）に改めること。

2 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に公共企業体の共済組合の組合員であり、施行日以後引き続き改正後の法の規定による組合員であるもの（以下「移行組合員」という。）については、その者が公共企業体の共済組合の組合員であつた間、改正後の法の規定による組合員であつたものとみなすこととするほか、移行組合員に係る長期給付の取扱いについての特例を定めること。

三、国家公務員等退職手当法の改正

公共企業体の職員で二十年以上勤続して退職したものに對する退職手当についての三割の減額措置を廃止すること。

四、既裁定年金の取扱い

1 施行日前に給付事由が生じた公共企業体職員等共済組合法の規定による年金を受ける権利については、施行日の前日において消滅するものとし、当該年金を受ける権利を有していた者については、改正後の法の規定

による年金に相当する年金を支給するものとする。こと。
2 1により支給することとなる年金の額は、改正後の法又は改正後の施行法の規定に準じて算定した金額とすること。

3 2により算定した年金の額が施行日の前日において受ける権利を有していた公共企業体職員等共済組合法の規定による年金の額より少ないときは、従前の年金額をもつてその年金の額とすること。

五、施行期日

施行日は、昭和五十九年四月一日とすること。

ただし、一の3については、昭和六十年三月三十一日から、一の2については、昭和六十年四月一日とすること。

委員長報告

ただいま議題となりました六法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、国家公務員及び公共企業体職員に係る共済組合制度の統合等を図るための国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案は、第九十八回国会に提出され、衆議院に

において継続審査となっていたものであります。

その内容は、臨時行政調査会の答申の趣旨にのっとり、公的年金制度の再編・統合の一環として、国家公務員と公共企業体職員の共済組合制度とを統合し、公共企業体職員の長期給付の給付要件等を国家公務員に合わせ、国鉄共済年金の円滑な支払いを確保するための財政調整事業を実施するとともに、長期給付に要する費用の国または公共企業体の負担を抛出時負担から給付時負担へ変更しようとするものであります。さらに、国家公務員等退職手当法について、公共企業体職員の退職手当に関する減額措置の規定を廃止するほか、国家公務員の定年制度の実施に伴い、退職した者に対する長期給付の特例措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、本法律案提出の意義、公的年金制度一元化の具体的内容と改正手順、国鉄年金財政悪化の原因と国の責任、三公社の経営形態変更と年金制度適用との関係等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局することを決定し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野理事より反対、民社党・国民連

合を代表して柄谷委員より賛成、日本共産党を代表して内藤委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

次いで採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案に係る公的年金一元化の将来像の明示を求める等五項目の附帯が多数をもって行われたところであります。

次に、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案は、第一に、艦艇の就役、航空機の取得及び防衛庁中央指揮所の整備等に伴い、自衛官の定数を海上自衛隊千三百二人、航空自衛隊六百三十人、統合幕僚会議四十六人、合わせて千九百七十八人増加することにより、全体としての自衛官定数を二十七万二千六百六十二人としようとするものであり、第二に、自衛隊の予備勢力を確保するため、予備自衛官の員数を陸上自衛隊について二千人増加し、合計四万三千六百人としようとするものであります。

次に、第九十八回国会に提出された防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、任期満了の都度支給している任期制自衛官の退職手当を退職の際に一括して支給すること

ができるように改めるとともに、退職手当の支給を受けずに任期制自衛官から非任期制自衛官となり退職に至った場合の退職手当の支給に関し、必要な措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上二法律案を一括して審査し、自衛隊における定員管理のあり方、極東軍事情勢の認識、地位協定といわゆる思いやり負担との関係、日米共同作戦の研究及び訓練状況、有事法制研究の必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

両案について質疑終局を諮りましたところ、内藤委員より質疑を継続することの動議が提出されましたが、否決され、質疑終局が多数をもって決せられました。

次いで討論に入りましたところ、日本社会党を代表して小野理事より防衛庁設置法及び自衛隊法改正案について反対、公明党・国民会議を代表して太田委員より防衛庁設置法及び自衛隊法改正案について反対、防衛庁職員給与法改正案について賛成、日本共産党を代表して内藤委員より防衛庁設置法及び自衛隊法改正案について反対、防衛庁職員給与法改正案については棄権する旨の発言がそれぞれなされ

れました。

順次採決の結果、両案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、給与関係三法律案について申し上げます。

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、去る八月五日付の人事院勧告を政府として検討した結果、本年四月一日から平均二%の改定を行い、その配分については勧告の趣旨に沿って措置することとし、そのため所要の改正を行おうとするものであります。

特別職の職員の給与に関する法律及び国際科学技術博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に伴い、特別職の職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。政務次官等のうち、国會議員から任命された者の俸給月額は、なお当分の間八十八万円に据え置くこととしております。

防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に準じて防衛庁職員の俸給月額等について所要の改定を行おうとするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して審査し、

二の改定の根拠、人事院勧告と労働基本権との関係、今後の人事院勧告の取り扱いの方針等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

なお、丹羽総理府総務長官より、五十九年度の人事院勧告の取り扱いについては、俸給表等の勧告内容を尊重した完全実施に向けて最大限努めてまいる所存である旨の発言がありました。

三案について質疑終局を諮りましたところ、内藤委員より質疑を継続することの動議が提出されましたが、否決されました。

以上、御報告申し上げます。

順次、採決の結果三案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○地方行政委員会

内閣提出法律案（二件）

8	番号	件名	提出	提出月日	本院に受領又は(衆)へ送付月日	委員会	議決	本院	衆議院	議決	本院	備考
		個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律案		五八、一〇、二八	五八、一一、二七	五八、一一、三三	可決	可決	五八、一〇、二八	五八、一〇、三一	五八、一一、二七	